

静岡労働局発表
平成23年11月16日(水)

静岡労働局 労働基準部 賃金室
(担当) 賃金室長 西野 正己
賃金指導官 大石伊佐夫
電話054-254-6315

平成23年度静岡県産業別最低賃金の改正決定について

静岡労働局(局長 麻田 千穂子)は5件の静岡県産業別最低賃金について、静岡地方最低賃金審議会(会長 居城 舜子)からの答申に基づき、下表のとおり引き上げを決定し本日(11月16日)までに官報に公示した。改正される産業別最低賃金は12月27日に効力が発生する。

静岡県内のすべての労働者に適用される静岡県最低賃金については、3円引上げの時間額728円で10月14日から効力が発生している。

パルプ・紙・加工紙製造業最低賃金については改正は無い。

【静岡県産業別最低賃金改正決定一覧表】

最低賃金の名称(産業名)	現行金額 (時間額)	改正金額 (時間額)	引上げ 額	効力 発生日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	783円	788円	5円	平成23年 12月27日
鉄鋼、非鉄金属製造業	812円	818円	6円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業 務用機械器具、輸送用機械器具製造業	823円	829円	6円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	796円	802円	6円	
各種商品小売業	775円	780円	5円	

(参考)

パルプ・紙・加工紙製造業

日額5,952円、時間額744円、効力発生日平成10年12月31日